

議案第49号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表11の項を次のように改める。

11	削除	
----	----	--

別表12の項中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。